

国立大学法人京都教育大学経営協議会規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 3年 3月 23日 最終改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学組織運営規則第15条の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学の経営協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 経営協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
 - 二 学長が指名する理事 2名
 - 三 学長が指名する副学長 1名
 - 四 学長が指名する教職員 1名
 - 五 法人の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する者
- 2 経営協議会の委員の過半数は、前項第五号の委員でなければならない。

(委員の任期)

第3条 前条第四号及び第五号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、学長の任期の末日を超えることができない。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見(国立大学法人京都教育大学(以下「国立大学法人」という。)が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。)のうち、国立大学法人の経営に関する事項
- 二 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関する事項
- 三 学則(経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、教職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- 四 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 五 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- 六 その他経営に関する重要事項

(議 長)

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもってこれに充てる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した理事がその職務を代行する。

2 議長は、経営協議会を主宰する。

(議 事)

第6条 経営協議会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。

2 経営協議会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(議案の提出)

第7条 経営協議会への議案の提出は、学長が行う。

2 委員は、学長に対し議案の提出を請求することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 経営協議会は、必要と認めた者の出席を求め、議案に関し説明又は意見を聴取することができる。

(議事録の作成)

第9条 議長は、議事録を作成するものとする。

(事務)

第10条 経営協議会に関する事務は、総務・企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、経営協議会に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。